

# 弘前市宿泊施設受入体制整備費補助金 Q&A 集

---

**Q 1** 対象となる事業は何ですか？

**A 1** 宿泊施設の利用促進のためと認められる下記の事業です。

- (1) 改装等による宿泊施設の利便性や機能及び魅力度の向上に資する取組
  - (2) 宿泊施設の案内表示、誘導表示その他の表示に係る多言語表記の整備
  - (3) 市内の観光情報が記載されているパンフレット、ホームページ等情報発信に係る多言語表記の整備
  - (4) 無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 利用環境の整備
  - (5) 電子決済システムの導入
- 

**Q 2** 対象となる事業者は誰ですか？

**A 2** 下記の組合に加入し、令和元年11月以降、営業実績のある宿泊施設です。

(市税等の滞納者は除きます。)

- (1) 弘前市旅館ホテル組合
  - (2) 百沢温泉旅館組合
  - (3) 嶽温泉旅館組合
- 

**Q 3** 対象となる経費にはどういったものがありますか？

**A 3** 下記に分類される経費です。不明な場合は個別にお問い合わせください。

- (1) 消耗品費
- (2) 印刷製本費
- (3) 手数料
- (4) 筆耕翻訳料
- (5) 委託料
- (6) 工事請負費
- (7) 備品購入費

**Q 4** 外国語表記にする場合、業者に翻訳を頼まなければなりません。補助対象経費には、日本語から外国語への翻訳料も含まれますか？

**A 4** 含まれます。

例えば案内表示の作成については、案内板の作成費や取り付け施工費の他、翻訳料を含むデザイン費についても含むことができます。

ホームページやパンフレット類を作成する場合についても、翻訳料の他、デザイン費についても含むことができます。

なお、補助事業により取得した財産等の維持管理費については、対象外となります。

次の例をご参照ください。

※不明な場合は個別にお問い合わせください。

補助対象経費事例（※不明な場合は個別にお問い合わせください。）

整備の内容	補助金として認められる経費	補助金として認められない経費
改装等による利便性や機能の向上	①既存の設備の撤去費用 ②設計・デザイン料 ③取付費用 ④配線工事費 ⑤委託料 ⑥その他必要と認められる経費	①旅費 ②食糧費 ③維持管理費 ④その他対象外と認めるもの
案内看板の作成	①既存の看板の撤去費用 ②翻訳料 ③デザイン料 ④看板等製作費 ⑤取付費用 ⑥その他必要と認められる経費	①旅費 ②食糧費 ③維持管理費 ④その他対象外と認めるもの
多言語化によるパンフレット類やメニュー表の作成	①パンフレット類やメニュー表の原稿作成経費 ②翻訳料 ③印刷製本費 ④その他必要と認められる経費	①旅費 ②食糧費 ③維持管理費 ④その他対象外と認めるもの
ホームページの多言語化	①翻訳料 ②ウェブデザイン作成経費 ③その他必要と認められる経費	①旅費 ②食糧費 ③維持管理費 ④その他対象外と認めるもの

Wi-Fi 利用環境の整備	①配線工事費 ②ルーター等の備品購入費 ③その他必要と認められる経費	①旅費 ②食糧費 ③維持管理費 ④その他対象外と認めるもの
電子決済システムの導入	①配線工事費 ②電子決済システム等の備品購入費 ③その他必要と認められる経費	①旅費 ②食糧費 ③維持管理費 ④その他対象外と認めるもの

**Q 4** 今回の補助制度に合致するものを作成した場合の見積額が300万円でした。補助金の交付申請を行った場合、補助を受けることができる金額はいくらになりますか？

**A 4** 今回の補助制度における補助金額は、補助対象経費の10分の9に相当する額で、補助金の交付限度額は100万円しております。

つまり、300万円のうち、すべての経費が補助対象と認められる場合の補助金額は、 $300\text{万円} \times 9 / 10 = 270\text{万円}$ ではなく、限度額である100万円となります。

**Q 6** 市内業者ではなく、経費が安くなるため懇意している市外業者に発注したいのですが、やむを得ない理由に該当しますか？

**A 6** 今回の補助制度では、市内経済の活性化に資することを目的として、発注先を市内業者に限定しています。

市外業者への発注を認めるのは、「市内業者では技術的に施工できない」、「市内業者が取り扱っていない」など、真にやむを得ない場合に限ることとしています。単に「安価である」、「従前からの付き合いがある」等の理由での市外業者への発注は認められませんのでご理解ください。

**Q 7** 補助金の交付申請から受領までの流れを教えてください。

**A 7** 別紙のフローチャートをご参照ください。

補助金の申請書等については、市ホームページからダウンロード可能です。

【URL】 <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

---

**Q 8** 補助金の申請はいつまでに行えばよいのですか？

**A 8** 補助金の申請は令和2年5月22日から随時受け付けますが、事前に担当までご相談ください。

---

**Q 9** 補助を受けるにはいつまでに事業を完了する必要がありますか？

**A 9** 当該補助事業は令和2年度事業になりますので、令和3年3月19日までに事業を完了する必要があります。

なお、事業は、補助対象経費の全ての支払いを終えた時点で完了となります。

---

**Q 10** 令和3年4月以降も今回の助成制度は継続されますか？

**A 10** 令和3年度以降の実施については、現在、未定です。

---